申請に当たっての留意事項　　**必ずお読みください**

人工呼吸器等利用者の電源確保事業補助金について

【申請者】

＊　この補助金の申請ができるのは県内に居住する在宅難病患者に対し，人工呼吸療法を実施する医療機関です。診療報酬点数表の「在宅人工呼吸指導管理料」（又は他の「在宅療養指導管理料」）を算定し，在宅難病患者に人工呼吸器等を提供している医療機関となります。

＊　県外に所在する医療機関であっても，患者が県内居住者であれば申請できます。逆に，県内に所在する医療機関であっても，県外居住患者についての申請はできません。

＊　申請される医療機関においては，停電時における在宅難病患者の安全確保を図るため，日頃から医療機器の保守管理業者，訪問看護ステーション，居宅介護事業者，その他の関係者と連携し，在宅患者及びその家族への指導・支援に努めてください。

【対象となる在宅難病患者】

＊　この補助事業の目的は，停電時における在宅難病患者の安全確保であり，停電による数時間程度の一般電源の遮断が，当該患者の生命維持や疾病の状態に重大な影響を及ぼすおそれのある人工呼吸器等利用患者が対象となります。

【在宅難病患者等の同意】

＊　申請に当たっては，在宅難病患者本人ないしは主たる介護者（家族等）の同意を得てください。（「個別申請調書」の所定の欄に署名）
　また，市町村の関係部署への連絡の可否についても，意思確認をお願いします。（「個別申請調書」の所定欄にチェック項目）

＊　他の公的制度（難病医療費助成，訪問指導事業等）の利用状況についても，当該患者・家族等から確認をお願いします。

【自家発電装置】

＊　自家発電装置は，その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのあるものは補助対象としません。使用している人工呼吸器の保守点検事業者ないしは医療機器メーカーに必ず確認の上，申請を行ってください。

＊　自家発電装置の使用・点検・調整及び燃料の取扱いについては，取扱説明書並びに電気事業法，消防法その他の法令に定める内容に従って，申請者及び利用者の責任において行ってください。

＊　現在販売されている自家発電装置はほぼ屋内使用は厳禁とされています。火災や一酸化炭素中毒のおそれがありますので屋内では使用しないでください。屋外でも換気の悪い場所での使用は危険です。また，雨天の際は感電のおそれがありますので使用が禁止されているものがあります。

＊　ガソリンを使用する機種では，１ヶ月程度使用しないとガソリンが劣化する可能性があり，この場合ガソリンを抜いて保管することになります。燃料の保管方法については発電装置メーカー及び所轄消防署に確認し，指示に従ってください。

＊　市町村が実施する「日常生活用具給付事業」や他の公的制度によって当該患者が取得可能なものについては，この補助金を利用できません。

【その他】

＊　交付決定前に購入した物品については，補助対象となりません。

＊　申請内容，安全性等について確認が必要な場合は，県から問い合わせ，追加書類の提出依頼，実地確認を行わせていただくことがあります。

＊　補助金の交付を受けて取得した物品は，交付の目的に反して使用したり，譲渡したりすることはできません。偽り，不正の手段により補助金の交付を受けた場合は，交付決定を取り消すことがあります。